

カナデビアグループ
サステナブル調達推進ガイドライン



2026 年 7 月 初版

カナデビア株式会社 調達本部

目次

I .はじめに

II .カナデビアグループ調達基本方針

III .適用範囲

IV .各項目解説

IV-1 公正・公平な取引

IV-2 人権

IV-3 労働安全

IV-4 環境保全推進

IV-5 企業倫理

IV-6 品質・安全性

IV-7 個人情報および機密情報の漏洩防止

I .はじめに

カナデビアグループでは、「Kanadevia Value—企業理念・経営姿勢・行動規範」(図 1 参照)のもと、事業活動を行っております。人類の活動により生じる環境負荷の低減に積極的に取り組むとともに、すべてのステークホルダーにとって幸福度の高い持続可能な社会の実現を目指しています。

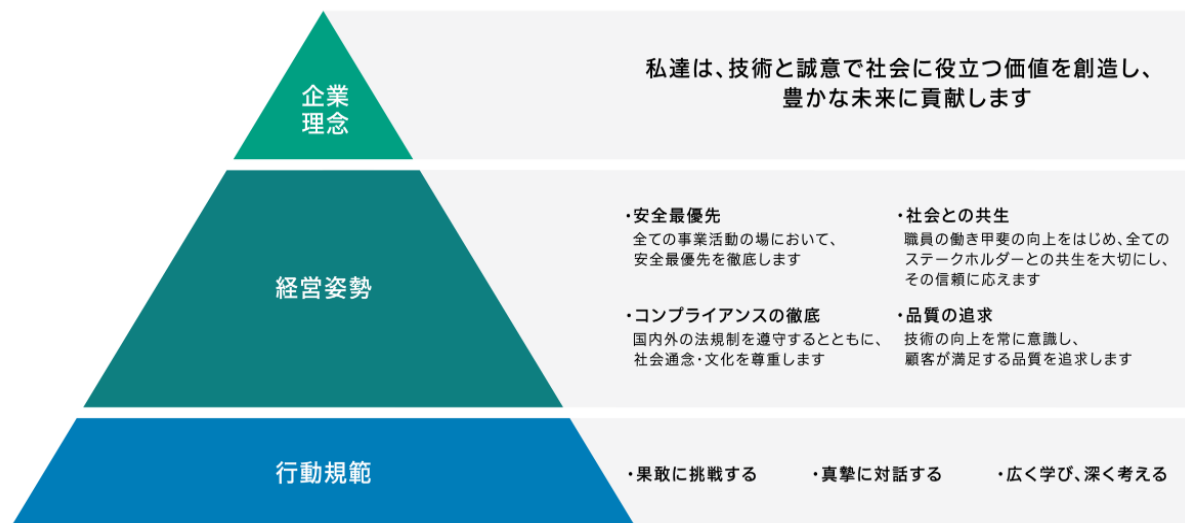


図 1.Kanadevia Value 図説

2050 年に目指すべき姿—サステナブルビジョン—として、「環境負荷をゼロにする」、「人々の幸福を最大化する」を掲げています。本ビジョンの実現に向け、昨今の社会課題や事業環境の変化を踏まえて「リスクと機会」を特定し、7 つのマテリアリティ(成功の柱)を定めました。その中の重要な要素の一つとして「サステナブル調達」を位置付けております。(図 2 参照)

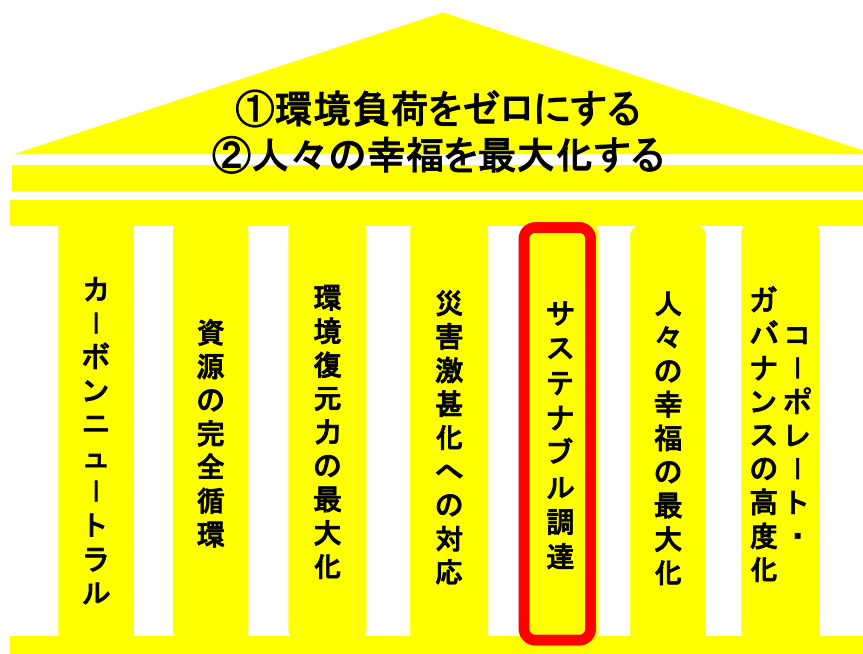


図 2.サステナブルビジョンと 7 つの成功の柱

サステナブルビジョンおよび成功の柱の実現のため、関連部門が各々の方針を策定し、全社一丸となり取り組んでおります。

(例)

- ・ 環境保全推進基本方針
- ・ カナデビアグループ倫理行動憲章
- ・ カナデビアグループ健康経営宣言
- ・ カナデビアグループ調達基本方針 等

調達活動における基本的な指針として「カナデビアグループ調達基本方針」を策定しています。本方針は、当社も加盟しております GCNJ(グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン) の自己評価アンケート(SAQ*)をもとに項目を構成しております。また、一部のサプライヤー様にはサステナビリティの取組状況を確認するため、2019 年度から同 SAQ により年次調査を実施し、「調査→評価→フィードバック・改善要請→再評価」のサイクルを通じて、持続可能なサプライチェーンの構築に取り組んでおります。

本ガイドラインは、サプライヤーの皆様がカナデビアグループ調達基本方針をご理解・継続的に実践いただくことを強くお願いするものです。

*SAQ: Self-Assessment Questionnaire

Ⅱ.カナデビアグループ調達基本方針

【公正・公平な取引】

企業の規模・国籍・取引実績にかかわらず、公平な参入機会を提供します。個々の取引については、品質・技術・価格・納期・経営基盤の安定性等の従来の判断基準だけでなく、サステナビリティに関する諸条件を総合的に考慮したものを経済合理性として公正な取引の判断基準とします。

その取引を通してサプライヤーとの信頼関係を醸成していきます。

【人権】

強制労働・児童労働・ハラスメント排除等のあらゆる人権尊重の理念をサプライヤーにも求めます。

【労働安全】

国内外の法規制や社会的規範・業界規範を認識し、労働環境の整備と安全衛生の維持・向上に努めることをサプライヤーにも求めます。

【環境保全推進】

サプライヤーと連携のもと、調達活動を通じて温室効果ガスおよび廃棄物の管理と削減・資源の効率的な利用・製造工程や製品に含有する有害化学物質の管理等、地球環境に配慮し企業としての環境保全に対する責任を果たします。

【企業倫理】

国および地域の調達に関する法令等の遵守を徹底し、贈収賄等あらゆる腐敗行為防止に取り組み、社会通念に従う公正な取引を行います。

【品質・安全性】

十分な品質・安全性を確保できる—設計ならびに材料調達から製造・施工プロセスを通じた品質・安全性(トレーサビリティの確保を含む)および問題発生時にはその解決に向けた体制構築も含みます—設計者および製造者としての責任をサプライヤーに求めます。

【個人情報および機密情報の漏洩防止】

取引により知り得た個人情報および営業上・技術上の機密情報については厳格に管理し、サプライヤーの承諾なしに外部に対して一切開示しないものとし、これをサプライヤーにも求めます。

カナデビアグループ調達基本方針、および本ガイドラインは当社 HP にも掲載しておりますので併せてご参照願います。

[サステナブル調達について | カナデビア株式会社](https://www.kanadevia.com/sustainability/social/procurement.html)

<https://www.kanadevia.com/sustainability/social/procurement.html>

Ⅲ.適用範囲

本ガイドラインは、カナデビア株式会社およびグループ会社の調達部門から発注するすべてのサプライヤー様に適用されます。また、サプライチェーン全体のサステナビリティの観点から、貴社の上流サプライヤーの皆様への周知・浸透にもご協力いただくことを期待しております。

当社は、サプライヤーの皆様と積極的かつ双方向のコミュニケーションを図りながら、将来にわたり健全で良好なパートナーシップの構築を目指していきたくと考えております。つきましては、本ガイドラインの趣旨をご理解のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、近年では一部のお客様より、当社方針を上回る水準での調査・監査（上流サプライヤーを含む）が求められる場合がございます。その際には、本ガイドラインに定める内容に加え、追加の確認やご対応をお願いすることがありますので、あらかじめご理解とご協力をお願い申し上げます。

Ⅳ.各項目解説

自国および事業を行う国、地域にて適用される法規制を遵守したうえで、以下の各項目の遵守または配慮をお願いいたします。

Ⅳ-1 公正・公平な取引

【公正・公平な取引】

企業の規模・国籍・取引実績にかかわらず、公平な参入機会を提供します。個々の取引については、品質・技術・価格・納期・経営基盤の安定性等の従来の判断基準だけでなく、サステナビリティに関する諸条件を総合的に考慮したものを経済合理性として公正な取引の判断基準とします。

その取引を通してサプライヤーとの信頼関係を醸成していきます。

1. 公正な取引の判断に必要な各種情報の提供に協力する。
2. 継続的な発注を見据えた経営安定度を定期的に確認するため、必要に応じて財務諸表の提出等、情報提供に協力する。
3. 次項以降に記すサステナビリティに関する項目について遵守する。

IV-2 人権

【人権】

強制労働・児童労働・ハラスメント排除等のあらゆる人権尊重の理念をサプライヤーにも求めます。

1. 強制的な労働の禁止
非人道的な強制労働、奴隷労働や人身取引によって得られた労働力を用いず、また間接的にも関与しない。
2. 児童労働等の禁止
事業を行う国が定めている最低就業年齢に満たない児童に労働をさせない。また 18 歳未満の労働者に、健康と安全を危険にさらす業務をさせない。
3. 差別、ハラスメントの禁止
あらゆる差別およびハラスメント、非人道的な扱いを行わない。労働者からの宗教慣習に関する要望に対して、適切な配慮をする。
4. 先住民および地域住民の権利侵害禁止
調達過程において、先住民および地域住民等の権利を尊重する。事前に十分な情報提供を行ったうえで、自由意思による合意に関する権利を尊重し、先住民、地域住民等に対する不法な立ち退きの強制や地域の生活環境の著しい破壊等を行わない。
5. 障害者の権利尊重
障害者の労働に伴い下記例に定める各種配慮を心がける。
 - ・ 物理的配慮：
車いすに対応したトイレ、バリアフリーな通路等
 - ・ 制度、慣行的な配慮：
障害者雇用に関する基本方針の策定や、法定基準を上回る障害者雇用率の目標設定等、就業や生活に関わる各種配慮
 - ・ 情報面の配慮：
視覚や聴覚等の障害による情報入手やコミュニケーションに係る配慮
 - ・ 心の配慮：
障害者への無理解から生じる差別や偏見に対する配慮
6. 人権に対する経営トップからの公表
経営トップのコミットメントを公表し、行動指針や調達方針に反映する。

IV-3 労働安全

【労働安全】

国内外の法規制や社会的規範・業界規範を認識し、労働環境の整備と安全衛生の維持・向上に努めることをサプライヤーにも求めます。

1. 国際労働基準の遵守、尊重
労働に関する国際的な基準（特に ILO(International Labour Organization: 国際労働機関)の提唱する

労働における基本的原則および権利(ILO 中核的労働基準を含む))を遵守、尊重する。

2. 雇用、人材育成に関する平等な機会提供
雇用やキャリアアップにおいて人種、国籍、性別、性的志向、年齢、家系、宗教、民族、障害の有無、配偶者の有無等、本人の能力適性以外の要素によって差を設けず、機会の平等に努める。
3. 労働時間への配慮
労働者の労働時間を適正に管理する。法令遵守はもとより、可能な限り長時間労働の抑制に努める。労働者が働く各国地域の法規制上定められている限度を超えて労働をさせない。国際的な基準を考慮したうえで労働者の労働時間、休日を適切に管理する。
(例)
 - ・ 年間所定労働日数および超過勤務時間を含む労働時間は、緊急時、非常時を除いて各国、地域の法定限度を超えてはならない
 - ・ 法令に定められた年次有給休暇、産休、育休等の権利を与える
4. 適切な賃金と手当
最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、法定給付(社会保険等)を含む全ての賃金や福利厚生に関連する法令を遵守したうえで、労働者に対し賃金を支払う。加えて不当な賃金減額を行わない。
5. 結社の自由および団体交渉権
労働者と誠実にコミュニケーションをとり、各国の法律に従い自由に結社する権利および団体交渉を行う権利を尊重する。
6. メンタルヘルス対策の実施
ストレスチェックにおける高ストレス者への対応等法令を遵守する。さらに、労働者に対するメンタルヘルス(心の健康)の保持増進を図るための対策の立案に努める。
(例)
 - ・ メンタルヘルスケアの教育研修や情報提供
 - ・ 職場環境等の把握と改善
 - ・ メンタルヘルス不調への気づきと対応
 - ・ メンタルヘルス不調者の職場復帰における支援
7. 労働環境への安全衛生に関する配慮
事業活動における安全に対するリスクを特定、評価し適切な仕組みと管理手段をもって安全を確保する。
(例)
 - ・ 労働災害発生時には状況を特定、評価、記録、報告し適切な対策と恒久対策を講じる
 - ・ 職場にて有害な生物的、科学的、物理的な影響に曝露するリスクを特定、評価する
 - ・ 身体的に負荷のかかる作業を特定し、労働災害、労働疾病につながらないように管理する
 - ・ 事業活動で使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、安全対策を実施する
 - ・ 寮、食堂、トイレ等の安全衛生を適切に確保する
 - ・ 緊急時の適切な非常口を確保する
 - ・ 定期的な健康診断を実施する
 - ・ 職場での労働安全に関する教育を実施する
8. BCP(Business Continuity Plan: 事業継続計画)の策定
BCP の観点から災害発生時マニュアルの整備や、サプライヤーの地理情報の管理に努める。
9. 外国人労働者への配慮
事業に従事する外国人、移住労働者に対しては、関連する法令に基づき適切な労働管理を行い、賃金の不払い、違法な長時間労働のほか、旅券等の取上げ、強制帰国、保証金の徴収等の違法又は不当な行為を行ってはならず、離職、転職、帰還の自由や私生活の自由を尊重する。また、法令等や

行政指導に基づき、当該労働者の理解可能な言語で労働条件を書面により交付する。

10. 健康経営の推奨

日本健康会議が認定する健康経営優良法人の取得を積極的に心がける。

IV-4 環境保全推進

【環境保全推進】

サプライヤーと連携のもと、調達活動を通じて温室効果ガスおよび廃棄物の管理と削減・資源の効率的な利用・製造工程や製品に含有する有害化学物質の管理等、地球環境に配慮し企業としての環境保全に対する責任を果たします。

1. 許可と報告

事業所在地の関連法規制に従い、事業に必要な許認可、承認を取得し、登録および報告を行う。加えてこれら許認可、登録は最新の内容を維持し、運用上の要件を遵守する。

2. 環境マネジメントシステムの構築

可能な限りISO14001 またはこれに準ずる認証を取得し、環境マネジメントシステムの構築と維持向上を図る。

3. ライフサイクル全体での環境負荷低減の配慮

LCA(ライフサイクルアセスメント)に基づき、自社事業が環境に与える影響を把握し、ライフサイクル全体での環境負荷低減を考慮しながら、事業活動を計画的に見直していく。

4. エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

エネルギー効率改善および温室効果ガス排出係数の低いエネルギー利用促進に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量(燃料や電力以外にも、製造時のCO₂ガス、ドライアイス、冷媒用フロンガス等非エネルギー系温室効果ガスも含む)の継続的削減活動に取り組む。

5. 大気汚染

業務上発生する大気汚染物質を特定し、適切な監視、管理を行う。

6. 水の管理

使用する水の水源、使用、排出をモニタリングし節水する。廃水について排出、廃棄前に監視、制御、処理を実施する。

7. 有害物質の管理

人体や環境に対し危険をもたらす有害物質について、適用されるすべての法規制及び客先要求を遵守しながら特定、表示、保管を行い、移動、保存、使用、再利用、廃棄が問題なく実施されるよう管理する。(有害物質を含有する製品も含む)

8. 持続可能な資源利用の促進と廃棄物管理

材料調達、製造、梱包等を含む事業活動の過程において、持続可能な資源、すなわち再生品や再生可能材料の積極的な利用によるリサイクルの向上、および長寿命材料の使用等による廃棄物発生の削減、適切な方法での廃棄等、資源循環型社会へ貢献する取り組みを行う。

9. プラスチック製品の使用抑制と環境への流出の削減

材料調達、製造、梱包等を含む事業活動の過程において、廃プラスチックの発生抑制、およびリサイクル、リユース可能な設計や使用促進を図り、環境への流出削減に貢献する取り組みを行う。

10. 環境災害時の緊急対応
環境災害発生時等、非常時に起こり得る出来事を特定し、調査を可能とする仕組みを構築する。
11. 生物多様性への配慮
自然資源を使用する場合には、違法に採取、栽培された資源を使用しない。
また絶滅危惧種の動植物に由来する原材料を使用しない。

IV-5 企業倫理

【企業倫理】

国および地域の調達に関する法令等の遵守を徹底し、贈収賄等あらゆる腐敗行為防止に取り組み、社会通念に従う公正な取引を行います。

1. 腐敗防止
法令遵守はもとより倫理観に基づき事業活動を行う。あらゆる種類の贈収賄腐敗、恐喝、横領を行わない。
2. 不適切な利益供与および受領の禁止
賄賂その他不当または不適切な利益を得る手段としての申し出、許可、接待を提供または受領しない。
3. 公正な事業と競争
各国地域の法令(独禁法、取適法等)を遵守して、私的独占、不当な取引制限(カルテル、談合等)、不公正な取引方法、優越的地位の濫用等の行為を行わない。
4. 反社会的勢力との関係排除
社会的秩序に悪影響を与える反社会的勢力と取引を行わない。
5. 知的財産権の尊重
技術やノウハウの移転は知的財産権を尊重し、守られた形で行う。自社はもちろん客先やサプライヤー等の第三者の知的財産権も保護する。
6. 責任あるマーケティング
一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当表示を行わない。
7. 通報者の保護
不正行為等を予防し早期に発見、対応する制度を整え、サプライヤーや労働者の通報案件に関して秘密を守り、通報者を保護する。
8. インサイダー取引の禁止
非公開の重要情報をもとに株式等の売買を行うインサイダー取引等は行わない。
9. 紛争や犯罪への関与のない原材料の使用
武装勢力や犯罪組織の資金源となる等、紛争や犯罪に関与する原材料を使用せず、客先要求や監査等必要に応じて源流調査および調査結果開示に協力する。

IV-6 品質・安全性

【品質・安全性】

十分な品質・安全性を確保できる—設計ならびに材料調達から製造・施工プロセスを通した品質・安全性(トレーサビリティの確保を含む)および問題発生時にはその解決に向けた体制構築も含みます—設計者および製造者としての責任をサプライヤーに求めます。

1. 製品の安全性の確保
各国、地域(製品の最終納入国、地域含む)の法令で定める安全基準を満たし、十分な安全性が確保された製品を提供する。
2. 品質管理
製品、サービスの品質に関して適用される法規制の遵守に加え、客先要求事項、自らの品質基準を遵守する。
3. 工程管理
製品の品質・安全性確保のために、トレーサビリティの確保(材料、部品、工程、装置等の履歴管理)、および問題解決に向けた迅速な対応が可能な体制を構築する。
4. 問題発生時の適切な対応
不測の事態が発生した場合の情報開示、当局への連絡、製品回収、供給先への安全対策等への体制を整備する。
5. リスクアセスメントの実施と残留リスクの開示
製品使用者の安全と健康を守るため、製品設計においてリスクアセスメントを実施し、外部機関からの調査や監査等、必要に応じてその評価結果および残留リスクを開示、提供に協力する。

IV-7 個人情報および機密情報の漏洩防止

【個人情報および機密情報の漏洩防止】

取引により知り得た個人情報および営業上・技術上の機密情報については厳格に管理し、サプライヤーの承諾なしに外部に対して一切開示しないものとし、これをサプライヤーにも求めます。

1. サイバー攻撃に対するセキュリティ
サイバー攻撃等の脅威からの防御策を講じたうえで自社内の管理を徹底し、他社との取引や連携においても被害が広がらないよう管理する。
2. 個人情報の保護
サプライヤー、客先、一般消費者、労働者等、事業活動に携わる関係者全員の個人情報について関連法規制を遵守し、適切に管理、保護する。
3. 機密情報の漏洩防止
自社の機密情報はもちろん、客先や第三者から入手した機密情報も適切に管理、保護する。

(以上)